



奄美大島瀬戸内地域の近現代史資料とその検討(1)
社会運動関係資料

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-05-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 斎藤, 憲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002812

奄美大島瀬戸内地域の近現代史資料とその検討(1)

社会運動関係資料

斎藤 憲*

1. はじめに

奄美群島の歴史研究に利用可能な文献は、どの時代についても豊富とは言えない。奄美では書かれた資料がもともと少なく、また奄美群島の歴史を研究対象とする研究者が少ないため、資料が保存・整理される機会に乏しく、近現代については新聞等の資料も十分とはいえないためである。

経験者がなお存命である戦中・戦後の事件に関しても、繰り返し語られる本土復帰運動以外の出来事については、資料の収集・整理は十分とはいえない。後世のためにも現存資料の整理保存と、経験者からの聞き取りは急務といえる。

筆者は科学技術史・科学技術論・科学技術政策の関心から、2011年以降、瀬戸内町での原子力船「むつ」や石油備蓄基地等の誘致・反対運動を調査する中で、調査対象の事件に限定せず、可能な限り資料収集と経験者からの聞き取りをおこなってきた。集めた資料はやや断片的ではあるが、それでも従来の記述を訂正・補充するものが含まれる。ただ資料や証言を集めるばかりでなく、それを公表することで調査に協力下さった方々の厚意に少しでもお応えしたいと考え、本稿を発表することとした。不備や誤りについてご指摘をいただければ、本稿の続編で補充・修正を行ないたい¹。

なお、本文中では敬称はすべて省略した。

2. 大正時代の「古仁屋アナーキスト」と浜畑義秀

2.1 大正末期の古仁屋アナーキスト

奄美大島南部、大島海峡に面する古仁屋に、1920年に陸軍築城部奄美大島支部が

* 大阪府立大学教授(人間社会学部・大学院人間社会学研究科)。

¹ 本稿の続編として「(2) 瀬戸内町のパイン、ハム、製糖工場とその失敗」「(3) 瀬戸内町における石油・「むつ」誘致運動と反対運動」を準備している。

置かれ、1923年4月に奄美大島要塞司令部が開庁されたことはよく知られている²。また武田信良(1892-1962)を中心とする社会主義者のグループがこの動きに対抗したこともしばしば語られる。このグループは通常「古仁屋のアナーキスト」と呼ばれている。

彼らの活動についての資料はきわめて少ない。戦後古仁屋で共産党の活動をした泰重弘も[泰 1997]で資料の少なさを嘆き、[松田 1979]が唯一の資料と述べている。他には中村安太郎(1909-95)と新崎盛暉との対談がある[中村 1982]。そこで中村は大島中学校に在学していた折、連合艦隊が古仁屋に入ったのを見物に行き、そこでたまたま出会った「古仁屋アナーキスト」が印象に残ったことを語っている。

連合艦隊が古仁屋に来てアナーキストたちが演説をしたのは1922(大正11)年11月であると思われる。まず森徹麿(1906-84)の回想録[森 1986]を見よう。森は1920(大正9)年に下関要塞司令部奄美大島築城支部が古仁屋に設置されたときの歓迎式典を記憶している³。そこで青年団を代表して徳池隆⁴が歓迎の辞を述べたという[森 1986, 114-15]。ところが1922(大正11)年秋に古仁屋に連合艦隊が古仁屋に入港した折、森が戦艦陸奥を見学した夜、提灯行列のために提灯を買って古仁屋尋常高等小学校の校庭に集まると、そこに、徳池隆、川井某、武田某の三人の青年が現れ⁵、海軍を批判する演説をおこなって、提灯行列を中止させたという⁶。その翌日、竹下勇中将の講演があり、同じ三人の青年が講演を野次ったという話を聞いたと森は書いている⁷。わずか数年の間に、徳が大きく思想を変えたことを森は不思議

² 『瀬戸内町誌歴史編』453による。ただし、古仁屋がこの時期から終戦に至るまでずっと軍都として栄えたと考えるのは正確でないかもしれない。1922年のワシントン軍縮条約によって、奄美大島の要塞化は禁止されたからである。[泰 1997, 10]にはワシントン条約によって工事が中止されたとある。実際、泉芳朗の『古仁屋点情』には「軍縮にたたられた/要塞町の横顔」「わずか「五六年の歳で/こんなにもまあ衰頹したんだなあ」/と土木工夫らしい男の/一人泣き……」という詩句がある[泉 2013, 205-207]。泉が古仁屋小学校で教えたのは1925年春からの1年間であるから、1925年の古仁屋は軍縮条約のために工事が中止され、不景気であったと考えられる。古仁屋が再度軍都として栄えるのは、日本がワシントン軍縮条約を破棄する1934年頃からであろう。これについては詳細な研究を待ちたい。

³ [森 1986, 114]には「大正八年(1919年)とあるが、『瀬戸内町誌歴史編』の記述(注1参照)を採る。一連の年代については注7も参照。

⁴ とく・いけたか。「徳」が姓で「池隆」が名である。

⁵ 川井某は川井順福、武田某は武田信良であることがほぼ確実である。

⁶ 森はこれを「大正十年十一月(1921年)」と書いているが、これらの事件の年代には混乱があるように思われる。注7も参照。

⁷ [森 1986, 117-124]による。ここで一連の事件の年代について検討しておきたい。細かい議論になるのでこれを飛ばして先へ進んでいただいてもよい。

まず徳池隆が要塞司令部の支部を歓迎する挨拶をしたのは、森によれば大正八年(1919年)であるが、上の注3のように1920年と考えられる。ただし[松田 1979, 52]には要塞築城の決定は

議に思っている。徳池隆については本稿で再び取り上げるが、[森 1986, 125] によれば、大島紬の染織りを事業とし繁栄していた家のお坊ちゃんだったという。

武田信良を中心とする「古仁屋アナーキスト」が『奄美タイムス』という新聞を刊行していたことは [松田 1979, 53], [中村 1982, 80], [森 1986, 125-26] に記述がある。ただし二千部とされる発行部数について [泰 1997, 10] は、当時の古仁屋で二千部を印刷・配布することが可能であったか疑問であるとしている。また中村 [1982, 80-81] によればその印刷をしていたのは従兄弟の武田武市 (1900-97) であった。最近、武田武市の四女の井上邦子 (1937 年生れ) が武田信良、武市の活動について関係者から聞いた話をまとめ、以前より詳しい事情が知られるようになった [井上 2014]⁸。こういうわけで比較的広く知られている松田、中村の記述は森、泰、井上の記述に照らして再検討する必要がある。

中村は「古仁屋アナーキスト」のメンバーとして、武田信良、徳池隆、川井順英兄弟⁹、武田武一[ママ、正しくは武市]、浜畑秀松[ママ、正しくは義秀]¹⁰をあげている [1982, 79]。もっと完全で正確なリストは [泰 1997, 11] にある。

2.2 浜畑義秀と家族

ここでは、浜畑義秀 (1893-1930) について、筆者の資料調査と、義秀の娘の浜畑

1919 年 (大正八年) 10 月とあるので、森の記述が正しく、このとき歓迎会があったのかもしれない。なお松田の記述は、徳池隆が「司令官は勲章をたくさんつけているが人間をどれだけ殺してそんなにたくさん貰ったのか」と質問したのはこの時であったと読めるが、森の記述から明らかのように、松田は後年の出来事を混同している。伝聞に頼った松田より、実際に徳の歓迎の挨拶を聞いた森の証言に (たとえ当時子供であったにしても) 信頼を置くべきである。

次に、連合艦隊古仁屋入港の折に、徳らが提灯行列を中止させたのが、森の記述のとおり大正十年(1921 年)なのか、中村が大島中学生として見物していた大正十一年(1922 年)なのかを検討しよう。中村は 1909 年 5 月生まれであるから、中学入学は大正十一年(1922 年)である。このとき中村を含む大島中学の生徒は古仁屋に軍艦見物に行き、古仁屋のアナーキストたちを見ている。さらに中村は、彼らが講演会をやじり倒したことを伝聞で知っている。[中村 1982, 81]

仮に森と中村の両方の日付が正しければ、連合艦隊は 1921, 22 年の 2 回古仁屋に入港し、その一回目に提灯行列を中止させたアナーキストたちが、翌年まで取り縮まられずに活動を続けていたことになる。これをありそうにないこととして否定するなら、森の「大正十年」を「大正十一年」に訂正し、提灯行列の中止、アナーキストが竹下中將をやじたことは、すべて大正十一年(1922 年)に起こったことと考えることになる。そして、彼らはその翌年の大正十二年(1923 年)5 月に「社会主義撲滅団」に襲撃されることになる (後述)。

⁸ [中村 1982, 80] が武田武市の四人の娘について語っている中で、「美容師をやっていました」と言われているのが井上邦子である。

⁹ 川井兄弟は上から順に順福、順英、順志の三人であり、大正から昭和にかけての活動にかかわったのは長兄の順福と次兄の順英である。彼らは後に思想を変えることになる。中村が「琉球立法員議員にもなった」と述べる次兄順英は、1956 年から 72 年まで瀬戸内町初代町長をつとめる。

¹⁰ [松田 1979, 51]には誤って浜畑秀とある。

静香 (1922 年生) からの聞き取りで分かった事実を報告したい。1921 年または 22 年に海軍士官をやじり倒した「古仁屋アナーキスト」たちは、1923 年の海軍記念日 (5 月 27 日) に襲撃を受け、浜畑義秀は家を壊されてしまったという¹¹。このとき義秀の妻ハル (1895-1983) は、長男 (1917 年生) の手を引いて、次男秀磨 (1920.1.25-1987, 本稿で後述) をおぶって家から抜け出し、打ち壊しを後ろから見ていて、誰がやっているかを記憶に留めておいたと、後に娘の静香は聞いている¹²。母ハルは徳之島兼久の出身。「無学だが気が強くしっかりした人」で、警官や憲兵が来ても、何も悪いことはしていないのだからと、真正面からやり合っていたという。また、義秀が逮捕されそうだという情報があったとき、義秀は夜に船で同志数人とハルの実家のある徳之島に逃れたという。そのときは「おじたちが馬で亀津に行って警察の動きについて情報を集めていた」とのことである¹³。

なお、富島甫(1924 年生)も、社会主義者たちが、袴をつけて街角で演説していたことを、幼少時の記憶として覚えているそうであるから、昭和に入っても彼らの活動は続いていたことになる¹⁴。

2.3 昭和天皇行幸とアナーキストの拘留

この時期の古仁屋の出来事では 1927 (昭和 2) 年の天皇の行幸がよく知られているが、[松田 1979, 55]によれば、この時期にアナーキストたちが拘留されていて、天皇が歩く道の修理に駆り出されたという。しかし拘留の期間については記述がない。しかし浜畑義秀は 10 日間拘留されていたという資料がある。その資料とは瀬戸

¹¹ この襲撃に関する[松田 1979, 51]の記述は修正が必要であることを[泰 1997, 12]が指摘している。泰によれば襲撃したのは「社会主義撲滅団」であり、浜畑義秀は知人の家に匿われて難を逃れたのである。泰は浜畑義秀を匿った人物から直接話を聞いているので信頼がおける。[松田 1979, 51]が伝える「同志の浜畑[義]秀らを近く神社に連れて行って」云々は事実ではないことになる。

¹² 浜畑静香の記憶する母ハルの話では、このとき生れていたのは兄二人だけであるという。浜畑静香は 1922 年 8 月生れだから、これが正しければ、この打ち壊し事件は 1922 年かそれ以前の海軍記念日ということになる。しかし中村安太郎が大島中学生として、秋の連合艦隊入港時にアナーキストたちを見ていたのだから、これは 1922 年かそれ以降である (注 7 参照)。海軍記念日の打ち壊し事件をこれより後の出来事とするなら、それは 1922 年ではありえない。

¹³ 語り手浜畑静香の「おじ」であるから、ハルの兄弟である。

¹⁴ 富島は古仁屋生れで、戦時中に徴兵されて徳之島に行った以外はずっと古仁屋で生活している、古仁屋の生き字引のような人物である。富島の執筆した貴重な覚書には、戦前、戦中の古仁屋を描いた [富島 1998]、沖縄への弾薬輸送の特攻隊五十名のうちわずか二名の生き残りとなった従軍経験を語る [富島 1997]、終戦後の古仁屋の状況を描く [富島 2010] がある。また、信仰・民俗・文化に関する [富島 2000]、富島が保存・伝承に取り組んできた八月踊りに関する [清、富島 2013] も重要な資料である。

内町議会の会議録に残されている、浜畑秀麿議員（義秀の次男）の発言である。

1967（昭和42）年瀬戸内町議会第4回定例会では、明治百年記念事業をめぐって、次のような浜畑秀麿議員の発言と川井順英町長の答弁が記録されている（12月20日）¹⁵。

6番 [浜畑秀麿議員] 明治百年記念するのは各人であり、それはよいとして軍国と結ぶからいけない。皇太子殿下がくると云うことが即ちそうである。皇太子殿下が奄美にこられるように誘致するかどうか、今の天皇[昭和天皇]が古仁屋に行幸されたとき [1927(昭和2)年]、私の親は拘留されたが、町長、あなたの兄さん[川井順福]もたしか拘留された。あなたも私も皇族に対してうらみこそすれ歓迎の気持はないはず。私たちは皇太子殿下がこられたら力の限り阻止します。

町長 [川井順英] 奄美大島に皇太子殿下がおいでになることがはつきりしたならば本町にお迎えすると云う気持ちは大多数の町民の気持ちと考へる。

このやりとりで川井順英町長は浜畑秀麿議員の発言を否定していない。したがって浜畑義秀（秀麿の父）と川井順福（順英の兄）が1927年の昭和天皇行幸の際に拘留されたと考えてよいだろう¹⁶。

さらに翌月、年が改まって1968年1月29、30日の第1回臨時会では、明治百年の記念行事の一環として予定されている皇太子来島にあわせて、グラスボートの購入と、町の公用車の買い換えが提案されている。29日は川井順英町長による提案理由

¹⁵ 会議録は瀬戸内町議会事務局に保管されている。瀬戸内町の会議録は1966年9月以降、テープ録音から速記を起こし、それを浄書している（1967年第3回定例会9月22日の議長諸般報告による）。それ以前は、録音はなく速記のみによっていたことになる。この時期の筆記はしばしば旧かな遣いである。本稿では原文の表記のまま引用する。角括弧内は筆者による補足である。

¹⁶ なお、ここでの川井町長の答弁は、自らの考えには言及せず、浜畑の質問に直接答える代わりに、大多数の町民の気持ちを根拠に皇太子歓迎計画を進めることを述べている。これは追求をかわす見事な答弁である。川井順英は在任中から「アイデアマン」と綽名され、さまざまな事業を発案し、三つの工場誘致を実現した（パイン、ハム、製糖）。きわめて聡明、有能な人物であったことは、赤井忠憲（後述）をはじめ、多くの人が語るところである。一方で、川井町長の誘致した三つの工場はいずれも短期間で閉鎖に追い込まれ、結果的には誘致しなかった場合よりも町を衰退させたとも言える。川井町長に対する評価は、今でも人によって極端に異なるのだが（これには瀬戸内町の激しい政争が関係する）、工場誘致が失敗に終わった経緯と原因については客観的な分析が必要である。次年度以降、本稿の続きでこの課題に取り組みたい。

なお、川井町長がアイデアマンと呼ばれたことを、筆者は久保成雄（後述）からの聞き取りで知った。実際、浜畑は上述の1968年1月30日の議会でグラスボートの計画について「いつか私はあなたにアイデアマンといったことがあるが、とつてつけたようにあとの観光もなんとかかんとかといいましたが後の経営運営はどうするのか。夏場に向かつての管理も大変なものだ」と述べている。また浜畑の後に質問に立った昇清一議員も、皇太子来町に歓迎の立場を明らかにした後で「私は前の議会でも申し上げましたように町長はアイデアマンとして又計画マンとしては優秀だがところが実行を伴はないと……」と発言している。アイデアマンという綽名は広く使われていたことが分かる。

説明が終わったところで閉会となり、翌30日の質疑で浜畑秀麿は、明治百年の記念行事が自民党政府によって政治的に利用されていると論じた後で、次のように発言している。

これもこの間ふれましたけれども私の父などは10日間の拘留をくつた。これは何も悪いことをしたのでもない、天皇を殺そうとしたのでもない、人の物をとつたものでもない。何も悪いことをしないにもかかわらず10日も拘留をくつた。こういう明らかに人権を無視したところのそういう政治をうちたてる基礎をなしたのが明治維新である。

10日間の拘留ということは、天皇行幸中に事件を起こされては困るという理由での予防拘禁であろう。松田の記述には、拘禁されていたアナーキストが労役に駆り出されたという証言があるが、10日間の留置なら、なぜ労役に駆り出したのかという疑問も生じる。ずっと留置し続けたほうが「安全」ではないかとも思われる。資料が乏しいので詳細な事実関係は不明だが、この資料が事実関係解明の一助になれば幸いである。

3. 分離期の古仁屋

3.1 解放連盟事件(1946)

終戦直後の古仁屋では、上述の徳池隆が中心となった「奄美人民解放連盟」（あるいは「大島解放連盟」）が、本土に引き揚げる奄美守備隊の船が不当に物資を持ちだそうとしているとして、多田主計大尉を拘束し、逆に徳らが不法拘禁罪で逮捕され、有罪判決を受けた「解放連盟事件」が知られている。この事件は [松田 1979, 107-18], [中村, 1982, 100] で言及されているが、泰重弘自身の回想録 [泰 1991] が詳しい。この後、徳は思想を変えたことが [泰 1991, 45] から分かる¹⁷。その後、泰重弘、その弟の泰五三郎、安茂、浜畑秀麿の4人は中村安太郎に会って、共産党に入党している [中村 1982, 100], [泰 1991, 47-50]。泰は中村が一冊しか持っていなかった『共産党宣言』を安茂が書写したことなどを記述している。

¹⁷ 富島甫が語るところでは、徳はその後、古仁屋からいなくなったという。また [中村 1982, 79] (この対談の初出は『新沖繩文学』1979年5月号) の記述によれば、徳池隆は沖縄に行って、この対談の時点では亡くなっていたようである。

なお、この古仁屋の共産党の四名は、1950年にいわゆる「奄美共産党事件」で逮捕されたが不起訴となった。この事件全体については [松田 1979, 113-121], [日本共産党奄美地区委員会 1984, 85-89] に記述があるが、古仁屋の四名のおこなったハンストについては [泰 1991] に詳しい体験談が綴られている。

3.2 古仁屋軍政批判文書事件(1947)

「解放連盟事件」とは対照的に、ほとんど知られていないのが1947年初夏のこの事件である。文書資料としては1961年の南海日日新聞に掲載された房弘久、赤井忠憲の記述がすべてである。そこではこの事件は「怪文書事件」「不穏文書事件」などと呼ばれているが、文書の内容と事件の起こった場所から「古仁屋軍政批判文書事件」と名付けることを提案したい。

まず事件当時に古仁屋町議、記事執筆時に瀬戸内町議で、後に瀬戸内町長となった房弘久(1920-2011)の記述を引用しよう。

“郷土の復興はゾウ敵軍政官を打クビにしてポウドウを起すにあり？その裏面には真の民主々義とは常に未来にありTH？”時あたかも祖国復帰の悲願止みがたくその運動がつぼみ始めた昭和二十二年の初夏、古仁屋金井旅館板壁に右意味のワラ半紙半枚くらいの大きさの毛筆紙片がはられていたことから、古仁屋の町を騒然たらしめたこの事件が始まる。[房 1961]（原文は縦書き）

以下、房の記述によれば、届けを受けた警察署は「住民の幸福を願って表面に出さないことにした」のだが、これが名瀬の軍政府に知れてしまい、捜査がおこなわれることになった。房は「どうして軍政府が知るところとなったか皆さんの想ぞうにおまかせする。」と書いている。捜査は、古仁屋市街地住民の筆跡をとり、それを鑑定し、またTHに関係のある名前の住民はほとんど警察に呼ばれて、毛筆で係官のよみあげる「民主々義云々」を毛筆で書かされたという。中には数日から数十日も拘留された人がいて、二名の方が釈放後に衰弱のため死亡したという。

3.3 強引な見込み捜査とその犠牲者

実際に拘留された一人に、後に町議会議員となった赤井忠憲(1921-2013)がいる。赤井は南海日日新聞で、房の記述に言及した後、自身の体験を述べている。

私はあの不穏文書事件（房弘久氏既述、三月一七日付）にかかると思想犯の容疑者

として第一弾をくらい引致され、七泊八日昼夜を問わず司法室で質問と拷問をうけたのである。軍政下で然も自由の旗印の下にあつて当然人權が尊重され、言論も自由である筈の当時なぜ人權が無視され、言論まで封鎖されたのか、私はこの間、四日は房外に起居し残り三日を留置された。罪も犯してない容疑者を何の理由で房内に入れなければならぬのだと留置場入を拒否したが、どうにもならず房内の人となり保護される身となった。[赤井 1961]

取調べられたのはすでに新北風（ミーニシ）の季節であつたという。この記事で赤井は、何度も「習字のおけいこ」をさせられたこと、日本刀を少し抜いて見せた警部補がいたことを述べている¹⁸。さらに取調べに当たった警視が「絶対君が真犯人だ、もし君が真犯人でなければ自分は警察界から身を引く、自分は辞めて村に帰っても助役位は出来るのだ」と言い（実際、後に首長となっている）、家族の面倒は見るから自白せよと誘導したという。「心から彼を憎悪し軽蔑した」と赤井は綴っている。

筆者はこの事件について 2013 年 8 月に赤井の話を書くことができた¹⁹。赤井の記憶によれば、事件の大筋は房の記述する通りだが、幾つか小さな相違がある。文書が貼られていたのは金井旅館の前の電柱であり、朝、歯を磨いていた青年が発見して警察に届けたという。水道が各戸にあつたわけでないので、金井旅館の上にある水道のところ歯を磨きに行ったのである²⁰。そして、事件が軍政府に知られた経緯だが、赤井によれば、軍政官が古仁屋に来たときに、警察署長自身がこの事件のことを知らせたのだという²¹。そこで名瀬から上述の警視をはじめ、4,5 人の刑事がやってきて捜査が始まり、最初は（旧制）中学校出身者から始まって、ついには中学を出ていない赤井氏にも捜査が及んだとのことである。

¹⁸ 筆者の聞き取り（後述）では、赤井は次のように語っている「戦争で死ななかつた。死ぬことなんか怖くない。私の首を切つて問題が解決するなら、私はなんにもいらぬから切つてくれ、とケンカしよつたですよ。」「抜きなさいよ、そんな半端抜きしとつてない、切ればいいがねーし、と逆らいよつたからね。」戦時中、赤井は瀬相の大島防備隊にいた。

¹⁹ 赤井は 1968 年以降、長年にわたつて町議会議員をつとめた。1973 年に宇検村の枝手久島製油所計画が明らかになつたときは反対の急先鋒であつたが、後に態度を変え、石油備蓄基地や原子力船「むつ」の母港誘致を打ち出した。そのため石油や「むつ」の反対派からは批判されるが、1973 年当時は全員が石油絶対反対だつた瀬戸内町議会の過半数が、企業誘致に態度を変更したのであつて、赤井一人が豹変したのではない。議員の過半が企業誘致に関する態度を 180 度変え、しかもほとんどの議員がその後の選挙で当選し続けたのであるから、赤井だけを批判するわけにはいかない。その背景を明らかにすることが今後の課題である。1970 年代から 80 年代にかけての企業等の誘致をめぐる瀬戸内町の動きについては本稿の続編で扱いたい。

²⁰ 当時の古仁屋の水道については [富島 2010, 3] に記述がある。

²¹ 南海日日新聞 1947.9.7 付の記事によれば、ラブリー軍政府長官が 1947 年 9 月 3 日に古仁屋を訪問しているの、この時のことであろう。次注 22 も参照。

赤井は、自身が容疑者とされた理由として、まず壮年団の活動で走り回っていたこと、そして古田清のところに入出入りしていたことをあげる。古田については後で記すこととして、赤井が釈放された後の経過を見よう。

[赤井 1961]によれば、赤井が八日振りに釈放された後、こんどは共産党員のT君が引致されたが(上述の聞き取りによれば泰兄弟の弟の泰五三郎)、すぐに釈放され、その後、房の記述にもある二人が、拘留して取調べられ、釈放の後、病気で死亡した。これで捜査は打ち切られて、事件は迷宮入りとなった。

[房 1961]によれば、亡くなった二人は古仁屋小学校の先生であった福富栄と、郵便局員であった長沼鉄夫である。房の記述によれば福先生は、日誌の一部に「？」の記号があったために、古仁屋名瀬とひきずり回され、帰ってきてから間もなく病におかされ、亡き人となった。

阿鉄の長沼（長）鉄夫は、大阪からMPによって奄美に連行され、厳しい取調べを受けた後、結局は釈放されたが、健康を害し衰弱死した。長沼が疑われた理由は、

この事件と前後して軍政府副官デクソン氏が古仁屋網之子峠で猪狩をしたことがある。この事について同君の手記の中に『何故軍政府の副官を迎えるのに可愛い小学生まで動員しなければならないのか』というような意味のことが記されていたということ、その末頃に？という記号があったということでやり玉に上がった次第。彼の場合は当時古仁屋郵便局勤務をやめて大阪に就職していたのであるが、わざわざ呼び戻されて約三カ月の長い間未決のまま刑務所生活をやらされた。本人は健康の余りすぐれない方で、これですっかり弱ってしまって出獄後故郷の阿鉄で間もなく他界された。[房 1961]

ということである²²。

[赤井 1961]も長に触れている（赤井は長沼の姓を「長」としている。後で述べるように、長から長沼に改姓したのである）。長は密航で本土に渡っていて、家宅捜索で日誌が見つかり、MPが大阪の職場から連行して名瀬へ護送されたという。「長い間入獄し拷問を受けた」と赤井は書いている。その後放免され、本土に再度渡ったが、体をこわして、阿鉄に戻り静養していたが亡くなったという。

阿鉄の長則満(1930年生)が語るところによれば、この事件の取り調べを受けた長

²² 南海日日新聞 1947.9.7によれば、9月3日に、ラブリー軍政府長官が視察のため古仁屋を訪れ、翌9月4日に網ノ子で軍政官が猪を一匹射止めたという（『瀬戸内町誌歴史編資料集1〔新聞資料集〕』による）。この猪狩に副官が同行したのかもしれないし、あるいは副官の猪狩が長官のものとして報道されたのかもしれない。[富島 2010, 5]も参照。

沼は、多分遠い親戚に当たるということである。自分が3年生になって阿鉄の分校から油井の本校に上がったときに、高等科の1年であったと記憶している。すると長沼（長）は4級上で1926年（大正15年）頃の生れということになる。ただし名前は「鉄夫」でなく「忠夫」ではなかったかという。なお、長という姓は阿鉄に多かったが、長沼家をはじめ、多くの家が「長」の字がつく二字姓に改姓している。

長則満によれば、長沼は高等小学校を出た後、熊本の郵政関係の学校に通い、郵便局員となった。頭のいい人だった。古仁屋の郵便局をやめて密航で大阪に行っていて、この事件に巻き込まれた。取り調べで暴行を受けたという話もあった。事件の後、阿鉄に戻っていたが、体をこわして何の仕事をすることも出来ず、何年か後に亡くなったという。[房 1961]は「本人は健康の余りすぐれない方で」と書いているが、長則満には、長沼が元々体が弱かったという記憶はない。となれば、取り調べがきわめて過酷であったことが想像される。

軍政下の人権抑圧をまざまざと見せつける出来事である（実際の捜査・訊問にあたったのは日本人の警察官であることも記憶すべきであろう）。理不尽にも未来を断ち切られたお二人の無念は想像に余りある。

3.4 古田清の影響

上で述べたように、赤井忠憲は、この事件で自分が疑いをかけられたのは、古田清のところに出入りしていたからではないかと述べている。古田清とはどのような人物だったのであろうか。赤井によれば、古田は台湾で特高にいて、引揚げてきて終戦後の古仁屋にいた。年齢は赤井より十歳くらい年上ではないかという（後述のようにもう少し年長のように思われる）。赤井は、古田が非常に頭の良い人だったと回想する。赤井の他にも多くの若者が彼のところに通って教えを受け「俺は古田学校の何期生だ」などと言いあっていた、と懐かしそうに赤井は記憶をたどる。なお、古田はその後肺病で亡くなったという。

赤井によれば、名瀬から不穏文書事件の捜査にやってきた警視が、かつて台湾の特高で古田の同僚であり、古田「妙な」思想傾向に気付いていて²³、その周囲にいた赤井に疑いを向けたのであろう、とのことであった。なお、古田清は赤井が拘束されていると聞いて、警察署にやってきて「**出て来い」（**は取調べに当たっ

²³ 「妙な」というのは聞き取りの際に赤井が使った表現である。社会主義あるいは共産主義思想であることは後述する。

ていた、元同僚の警視の名前）と怒鳴り込んでくれたそうである。

[松田 1979, 94] に古田清についての記述がある。これは古田のいとこの古清光が松井に寄せた手記の引用である。

昭和三年に、私のいとこの古田清が、東京からマルクス主義関係の書籍を柳行李一杯持って帰り、「文学をやるには、哲学、経済の勉強が必要だ」と教えられた。

古田が持ち帰った本は、『史的唯物論』『帝国主義論』『国家と革命』『賃労働と資本』などマルクス・レーニン主義の基礎文献であり、古仁屋では接することの出来ないものばかりでした²⁴。

また [中村 1982, 110] には、大島中学に復学した中村が、上級生からアナーキストのグループへの勧誘を受けたとき、そのグループに中退した古田清がいたという記述がある²⁵。中村はこのグループに好印象を持たなかったと語っている。戦前の古田清に関する記述で筆者が見つめることができたのはこの二つである。富島甫も、戦前の古仁屋での武田信良らの活動に古田が加わっていたように思うということである。

戦後の古田について、富島の記憶はもっと鮮明であり、上述の赤井の証言や他の記録とあわせて、古田が分離期における古仁屋の社会運動に大きな影響を与えた人物であることが分かる。富島は古田について次のように語っている。「古田さんは、徳池隆さんより年上で、徳さんに影響を与えたのだと思う。私が青年のとき、古田さんはすでに中年だった。人間はいい人で、主義・思想は別として、古仁屋の青年は皆、古田さんのところに入りましたもの。親しみやすく、頭のいい人だった。川井順英さんも古田さんには一目置いていた。健康はすぐれず、古仁屋市街地でもあまり出歩かない人で、家の周りを歩いているのを見る程度であった。いつも着物を着ていて、洋服を着ているのを見たことがない。」

浜畑静香は次のように語る。「古田さんは、肺結核で家で養生していて（古田の兄も弟も結核で亡くなった）、頭にタオルをのせてふうふうしているのに、誰かが相談に来ると、寝間着のまま役場に行ってどなりつけて、ちゃんとするのを確かめてから帰ってくるような人だった。怖いもの知らずで、特に強い者に対しては絶対に

²⁴ 古は要塞司令部の軍属で、古田の持ち帰った本に刺激を受けて、要塞司令部で社会主義の勉強会を組織して、治安維持法違反で逮捕されている [松田 1979, 94-97]。

²⁵ しかし [泰 1997, 11] には古仁屋のアナーキストが10名あげられているが、古田の名はない。

引かない人であった。」また、浜畑静香の兄の秀麿も、清兄が健康でないので、気遣って大事にしていたという²⁶。いろんなことがあったら報告に行き、議会の帰りに、大事な議題があったりしたときは結果を報告したりしていたという²⁷。

なお、浜畑の記憶では、古田は台湾で警察官をしていたという。これは古田が台湾で特高警察にいたという赤井の証言と一致する。昭和の初めから社会主義者であったと思われる古田が警察官として採用されたのは不思議なようでもあるが、当時を知る浜畑によれば、生活の苦しい人、何らかの事情で居づらくなった人が台湾に渡るのはよくあることだったという。それほど厳しい思想調査はなかったのであろう。

また、『瀬戸内町誌歴史編資料集 1 [新聞資料集]』に収録された南海日日新聞記事によれば、古田清は、引揚者連盟古仁屋支部結成時の常任委員である(1947.2.8)。この支部の参与には蘇我清吉、川井順英、川井順志など、常任委員には房弘久などの名が見える。また同じ資料によれば、古仁屋町分村問題で、古田清は古仁屋町壮年団長として市街地区側の代表の一人であった(1947.3.12)²⁸。

以上の聞き取り・新聞資料と、松田、中村の記述とをあわせると、古田清は昭和の初めの古仁屋の社会主義者の一人であり(いわゆるアナーキストのグループとの関係は明確ではない)、さらに終戦直後の古仁屋で、その人柄と知識で多くの若者を引きつけ、大きな影響を与えた人物であったと考えられる。しかもその影響は、後のいわゆる革新陣営に限定されるわけではない。終戦直後の古仁屋の青年団の目覚ましい活動は知られているが[富島 2010]、その青年たちを感化し、鼓舞した人物として古田を位置づけることができよう。

²⁶ 聞き取りで浜畑静香は古田のことを「清兄(きよしあに)」と呼んでいる。奄美での年の近い年長者の呼び方である。

²⁷ 古田の生年は正確には分からなかったが、浜畑静香によれば明治の末頃ではないかという。仮に明治40年生ならば、昭和3年に社会主義の書物を持ち帰ったときに21歳、その後台湾で警官をして、1947年の不穩文書事件の時に40歳ということになる。また富島の言うように徳池隆より年上ならば、生年はもっと早いことになる。

²⁸ 分村問題は、古仁屋市街地が、古仁屋町の周辺地域からの分離を望んだ問題である。市街地代表団は1947年3月11日に名瀬の政庁を訪れて豊島知事と会見したが、このときに古田清が一行を代表して、理路整然と要求の理由を説明したことが翌日の南海日日新聞に報道されている。古田が聡明で多くの人の信頼を得ていたという富島、浜畑の証言を裏付ける資料である。なお、『瀬戸内町誌歴史編』414上段の市街地区代表の意見は、この新聞記事からの要約であり、これを述べたのが古田清であることがもとの新聞記事から分かる。

4. 浜畑秀麿と浜畑静香の活動

4.1 浜畑秀麿の経歴と活動

本稿2節で町議会での発言を引用した浜畑秀麿は、戦後、古仁屋町、および合併後の瀬戸内町で共産党の町議会議員として活動した。ここでは、簡略ではあるが、浜畑の活動について、現存資料および妹の浜畑静香からの聞き取りによって知られることを記述する。

浜畑秀麿（1920.1.25-1987）の両親については2節で述べた。兄弟姉妹は17年生れの兄、22年生れの妹（静香）、29年生れの弟がいる。学歴は高等小学校卒。卒業後は長兄と同じく、大型船の機関長と一等航海士をしていた母方の叔父二人を頼って福岡に行った。長兄は船乗りになったが、子供のときに肋膜炎を患って体が弱かった秀麿は、薬屋に奉公していたという。

大戦中は南方に送られた。[中村1982, 100]にはブーゲンビルとあるが、浜畑静香の記憶ではウェーク島である。

従軍中に健康を害し、上官の計らいで終戦前に本土に送られ、終戦後に鹿児島から、少年航空兵であった弟とともに帰郷した。なお秀麿の兄は一等航海士で、会社の船が徴用され、乗船した船が沈むことが数回あったが、幸運にも無事復員できた。古仁屋に戻った秀麿は非常に弱っていて、とても生きながらえると思わなかったと妹の静香は回想する。弟とともに、食糧事情の良い徳之島の母方のおじを頼って半年ほど静養し、元気を取り戻したという。

終戦後しばらくは弟と二人で大工をして生計を立てていた。木を伐ってきて材木に加工して、家を建てて売るのである。最初は自分の家を建てるとつもりが、売ってくれという人がいて、自分たちは草葺きの土間の小屋に住み、また家を建てるということをしていたという。それまで大工の修行をしたことがあったわけではないが、



浜畑秀麿（写真提供：浜畑静香氏）

月に十日ほど働いて生活費を得て、あとは次に述べるような運動をしていた。

秀麿が取り組んだ運動の一つに農地解放があった。鎮西村役場に勤務していた福原哲二²⁹ (1923年生) は1954年に役場に入り、農業委員選挙の準備にあたったが³⁰、昼は浜畑秀麿が役場に文句を言いに来ていたこと、しかし夜は一緒に飲んでいたことを記憶している³¹。浜畑は小作人の多い諸鈍で農民組合を組織したという³²。久保成雄³³によれば、浜畑は不在地主の農地買取などの運動をしていたという。これは農業委員会が関係するから浜畑が役場にやってくる理由が分かる(久保も浜畑と一緒に飲んだと回想する)。これらの証言を裏付ける記録もある。1954年7月17日付の南海日日新聞は古仁屋における浜畑の活動を次のように伝えている。

(見出し) 調査団派遣を要請

(小見出し) 古仁屋等で小作地紛争

(本文) 農地法の完全施行による農地の買い上げ、小作人への譲渡などを目前にひかえて、各地で地主の小作地取上げなど農地法違反行為が目立つて多くなっているが、このほど古仁屋町古仁屋の浜畑秀麿、同町嘉鉄の長國興両氏から古仁屋町、西方村、住用村における地主の農地法違反として十六件を指摘、支庁に調査員の派遣を要請してきた。

この陳情書は西方村古志で小作地の取上げがあつたこと、住用村役勝で第三者への売り逃げがあつたこと、古仁屋町嘉鉄で小作地にある未収穫麦を抜いた事件や小作人に無断で落花生を植付けた事件があつたことなど十六件をあげている。

この問題について支庁農務課では、最近しきりに発生する地主と小作人間のふん争を解決するため近く調査団を派遣することになっている³⁴。

²⁹ 福原は1970年代に瀬戸内町議会事務局長、その後里肇町長のもとで収入役、助役を歴任した。

³⁰ 奄美での第一回農業委員選挙は1954年7月20日である。同年7月17日付の南海日日新聞には候補者の一覧、7月21、22日付には立候補者が定数を上回って投票が行なわれた市町村の選挙結果が掲載されている。浜畑は古仁屋町で農業委員に立候補しているが、定数10に対して12人の立候補があり、選挙の結果落選している。(南海日日 1954.7.20, 7.22)

³¹ 奄美では復帰前に農地改革は行なわれなかった。地主層の多くは復帰前に情報を得て、所有地を処分し、いわば「売り逃げ」した例が多いという[松原他 1981, 408-412]。また『瀬戸内町誌』545-549を参照。

³² [西村 2007, 216-222]には、奄美の農地改革一般、さらに諸鈍における小作争議に関する記述がある。そこに浜畑に関する記述はないが、浜畑の活動の背景を知ることができる。

³³ 久保は1964年から2004年まで10期にわたって瀬戸内町町議会議員をつとめた。70年代に企業等の誘致をめぐる議会在揺れたときは、他の保守系の議員が誘致賛成に転換した後も一貫して誘致反対の立場をとっていたが、今になってみると、反対すべきでなかったと語っている。

³⁴ なお、この記事と同じ紙面のトップ記事は「動き出した”農地調整”」の見出しのもとに、三方村が群島のトップを切って、不在地主や七反歩以上を小作させている在村地主を公示し、翌月中旬から農地の買い上げを実施すると伝えている。

浜畑静香によれば、諸鈍の地主はほとんど浜畑の親戚であったから親戚には嫌われたという。また、後に浜畑静香が診療所（後述）のビラを配っていたとき、西方村伊目の元大地主で古仁屋に移っていた基家の人から、「あんたのお兄さんには[農地解放で]やられたけど、古仁屋に移って色々見ていると、自分のためにはやっていないということがはっきりしたので、われらは納得しているんだ。」と言われて、「有り難うございます」とお礼を言ったという。

また、浜畑静香の記憶では、借地借家人組合を作り、沖縄まで裁判に行ったことがあるという（時期は奄美復帰前ということになる）。

町議会議員としての浜畑秀麿の活動については本稿の続編で詳しく取り上げるが、ここでは立候補した選挙の結果と在任期間を見ておこう。

・1952年9月の古仁屋町議会議員選挙で浜畑は、人民党公認で249票を獲得して3位当選を果している（定数20名。最下位当選者は178票）。

・1956年に古仁屋町、西方村、鎮西村、実久村の合併で成立した瀬戸内町の最初の町議選（12月8日投票）は定数30名のところに60名が立候補する乱戦となった。このとき浜畑秀麿は、安茂とともに共産党から立候補し、共倒れに終わっている³⁵。

・1960年12月4日の町議選で浜畑は467票、3位で当選し町議に返り咲いた（定数はこのときから26名。最下位当選者284票）。

・1964年11月29日の町議選では321票、13位で再選されている。4年前より票を減らしているが、これは南大島診療所事件（後述）の影響があったのかもしれない。とはいえ最下位当選者が237票であるからゆうゆうの当選である。こうして浜畑は古仁屋町議会、合併後の瀬戸内町議会を通算して3回の当選を果した。

・次の1968年の選挙では、浜畑は町議の任期満了を待たずに9月8日の町長選に立候補し、2,023票を獲得した。四選された川井順英町長の得票は6,769票であった³⁶。同年11月24日の町議選に浜畑秀麿は立候補せず、久原梓と、秀麿の妹の浜畑静香が立候補した。両名の得票は229票と150票で、合計得票では前回64年を上回ったが、共倒れに終わった（最下位当選者の得票は243票）。浜畑自身が再び立候補しなかった理由は、浜畑静香によれば「自分ばかりが議会に出てもしようがない」ということであった。

・1972年に浜畑秀麿は再び町長選に立候補する。この選挙では房弘久と金子友蔵

³⁵ 当時の新聞は落選者の得票を伝えていないので、浜畑、安の得票数は確認できていない。

³⁶ 大島新聞（1968.9.9）の記事には「かなりあった批判票」という見出しがある。

が激しく争い、浜畑の得票は387票にとどまった。川井順英町長の後継候補の金子をおさえて、房が5,097票を得て当選した。金子の得票は3,979票であった³⁷。同年11月19日の町議会議員選挙には、共産党から久原梓と内山忍が立候補し、それぞれ405票と306票を獲得して、共産党は初めて複数議席を得た³⁸。このときの最下位当選者の得票は254票であった。これらの選挙の結果から、1960年代から70年代の瀬戸内町での共産党の固い基礎票は300票程度であることが分かる。

4.2 大型製糖工場の誘致をめぐる

浜畑の議員としての活動の全体を描くには、瀬戸内町議会の会議録、委員会報告などを検討する必要がある³⁹。また当時の瀬戸内町を取り巻く状況や、議会で取り上げられた問題の背景についても記述せねばならない。それは本稿の続編で扱いたい。ここでは大型製糖工場の誘致を決めた議会での浜畑の反対討論を紹介することとどめる⁴⁰。

1962年10月30日、第5回臨時会において、議案第一七四号「大型製糖工場誘致について」が可決される。（議案全文は本稿6節に掲載）

町長からの経過説明の後、浜畑秀麿と房弘久の二人が反対討論をしている。その箇所を引用する。

³⁷ なお、1976年9月12日（台風で16日に投票繰り延べ）の町長選も同じ顔ぶれで争われ、房5,233票、金子3,926票、浜畑287票であった。

³⁸ 共産党の得票数が大幅に増えているが、これはこの時期の全国的傾向でもある。この3週間後の12月10日投票の衆議院総選挙で共産党は前回比25議席増の39議席を獲得している（沖縄人民党の1議席を含む）。次の1976年11月14日の町議選では久原361票、内山281票で、内山は最下位当選者より9票少なく次点となり、久原のみが当選している。

³⁹ 瀬戸内町議会事務局には、1958年12月の古仁屋大火直後の臨時議会からの会議録が保存されている。調査できたものから、本稿の続編で紹介したい。ただし、企業誘致をめぐる激しい議論が交わされて会期延長が繰り返された1977年から1978年にかけての一部会期の会議録は発見できていない。膨大なテープ起こしが間に合わず、会議録が完全なものとならなかった可能性も考えられる。

⁴⁰ 浜畑秀麿の瀬戸内町議会議員在任中（1960-68）の出来事をすべてあげることはできないが、パイン、製糖、ハム工場の開業と閉鎖（ただしパイン工場の開業はその前、製糖工場の閉鎖はその後）の他に次のようなものがある。1961年から62年にかけては、大型製糖工場の用地を確保するために、古仁屋大火の被災者向けの仮設住宅から住民の立ち退きを求める交渉が難航し、町議会は地方自治法100条に基づき、仮設住宅の住民に対する証人喚問をおこなう事態に至った。1968年第2回定例会では、公益質屋のずさんな経営管理や、地方自治法92条の2（議員の兼職禁止）に抵触する議員が問題となった。

さらに1969年第1回定例会では（このとき浜畑は議員でないが）、前年十二月に収入役が任期満了で辞任した際に現金163万円余が不足していたこと、適法でない仮払いが過去に二百件以上にのぼることが判明して議会は紛糾し、1969年度予算の審議が三月中に終わらずに暫定予算を組む事態となった。

十九番（浜畑議員） この件については前から申し立てている通り反対であります。第一項は誘致の当初に於いて考えていなければならない問題で、この処置をどうするか。パイナップルでもその施設は必要であります。製糖会社は潰れたらもうその施設は必要はない。この点からして大型工場は間違っている。従来の製糖工場は六九カ所もあり、一カ所二〇万円平均として相当の財産であるが、このようになぶく大な財産をなくするということは考えられない。大型工場進出によつて農業は改革されると云ふが、これは支庁や役場の上層部の連中だけの話であつて、肝心の農民の声は聞いていない。これと同時に伊仙町は農民が大型工場を誘致したのではなく会社が独自に進出して来たのである。従つてこれはあきらかに伊仙町の会社のやることは独禁法にふれるのである。これは農民の所得倍増ではない。具体的に申すと農民のふところはよくなつていない。その証拠には徳之島はあちらこちらに小型工場が復活しつつある。このような状態にある現在において農民のふところがよくなるから誘致するのだということは納得がゆかない。然も本日の議員諸公は勇気をもつて誘致出来ると云ふ腹があつての質疑をなされていないからして尚不安であります。もし本町に誘致した場合、徳之島で現在起つていようなキビ価格の闘争が起ることは間違いない。又このように利益があるなら小型を処理せずに会社に売るはずだ。このような矛盾をはらみながら大型工場を誘致すること、又小型工場を処理することは反対であります。

十八番（房議員）十九番議員が申したように政策ではなく主旨は賛同致しますが議案には反対します。第一に小型の処理についての調査の資料をもつてはないので議会の判断はされない。これは当前[ママ]九月の定例会で諮るべきであつた。従つて本件は議会の事件外だと判断します。このような見解からして根本方針を関係者と再確認してからでおそくはないと判断します。この点からして本件には反対します。

多数を占める賛成議員からの討論はなかつたが、議案は可決された。こうして拓南製糖株式会社の製糖工場が古仁屋の瀬久井地区に建設され、1963/64年の冬から稼働した。しかし工場は常にサトウキビ不足に悩まされ続けた。1970年8月に奄美大島を襲った台風9号の被害で1970/71年のキビ収穫量が激減し、1971年8月に工場閉鎖を発表する。この間の詳しい経緯は本稿の続編で論じることにした。ここでは次のことを指摘するにとどめる。反対討論が、既存の小型製糖工場の廃止にともなう補償や、大型工場はキビ農家に利益をもたらすのか、ということのみを問題にし（もちろんそれは重大な問題であるが）、そもそも畑の狭い瀬戸内町で大型製糖工場が成り立つだけのキビが確保できるかという問題は論じられていない。しかし現実には、この議案によって建設された大型製糖工場は、わずか8年の操業でキビ不足のため破綻した。将来を見通すことはまことに難しい。

聞き取りを通して筆者の印象に残ったのは、共産党に属し、相当に激しい運動を展開した浜畑を、非難する人がいないことである。福原哲二の「夜は一緒に飲んでいた」という言葉はすでに紹介した。久保成雄は浜畑を「純真な共産党」と評し、何でも反対ではなく、理解のある人物だったと言う。赤井忠憲は、一時は浜畑秀麿を支持していた時期があると語る。

妹の静香の言葉を幾つか紹介しよう「共産党員としての活動をしながら、誰とも普通につきあっていた。その点でうちの兄貴は偉かった。」「やり合うときはやり合うけれど、議員の家族が入院したと聞けば、それは大変だと、誰よりも一番先にお見舞いに行く人だった。『麿さんがすぐにお見舞いに来て、有り難うございました』と家族の人から御礼を言われたりした。」「町の知識層の人から『あんたのお兄さんは偉い。ああいう政治家はあの一人だろう。』』と言われた。」

4.3 浜畑静香の経歴と活動

次節では、浜畑秀麿らが設立した南大島診療所が警察の捜査を受け、3人が逮捕され、うち浜畑静香を含む2人が起訴された、「南大島診療所事件」を扱う。ここで浜畑静香（1922.8.4生）の経歴と活動について紹介しておこう。浜畑秀麿の妹、浜畑静香は、母方のおじたちの経済的援助もあって、鹿児島に進学した。鹿児島市立女子興業学校を卒業、さらに青年学校教員養成所を出て、1942年に宇検村の田検国民学校に赴任し、翌年、宇検村石良にあった青年学校に移り、終戦まで教員を勤めた。終戦間近になって、青年学校の1,2年生（今の中3,高1の年代）だけが島に残っていたときに、そういう子供たちを集めて少年義勇隊を作れと軍から言ってきたそうである。それに対して浜畑はこう答えたという（以下、本人の語りをそのまま紹介する）。

私一人で、何十人の子供を集めて、その命の責任がもてるか、っていうことで、それはもう、私一人の命と替えられるんだったらね、その方がいいから、私を憲兵に突き出せ、て言って。軍の命令って言ったから、ああ、軍の命令、そんなら私はそんな責任ないです。軍からはびた一文給料もらっているわけじゃないし、軍が必要なら、軍が自分でやりゃあいいだろうが、と私は言って、それからね、私はあっち向いたまま、全然相手にしなかった。

だからそれからね、一週間ぐらいは朝昼晩、家出るときは、水浴びして、上から下まで下着替えて、そしていつ引っ張られてもいいように、したけどね、こなかった。そのときの中尉さんが、神戸の高等商業を出た人だったから、私の言ったのが

分かったんだと思う。だから、何とか取りなしてくれたんじゃないですかね。普通の、それこそもう、下から叩き上げの中尉さんなんかだったら、もう私はすぐ憲兵隊に引っ張られたと思いますよ。その人がやっぱり教養があったから、何とかそこは、あれしてくれただと思ってます。

終戦後の古仁屋では、浜畑静香は兄秀麿らの活動を助けることになる。本人の回想では、前に立つというよりも、兄貴たちの細かいところの手伝いをするのが多かったという。誰かがこういうところで話をするのでその原稿を書け、という依頼はよくあったそうである。いわば古仁屋の共産党のゴーストライターをつとめていたことになる。浜畑静香の書いた原稿はいっぺんもクレームがついたことがなかったそうである。それだけ兄貴と考え方が似ていたということだろうと語る。

また短期間であるが、古仁屋実業高校（現在の古仁屋高校）の教員を勤めている。普通校昇格のために、演劇をして生徒を連れて回ったという。ところが当時まだ異端視されていた復帰運動を始め、校長らと対立したため、わずかな期間で退職している。組織替えして普通校になるときに辞令がこなかったという⁴¹。その経緯については次のように語っている。

学校の同僚に、戦争中、軍の宣撫班にいた人がいて、だから、権力にのって、権力の側に立って仕事した人は、そのときに戦った相手はアメリカでしょう、そのアメリカが、こんどは権力者になっても、やっぱりそれに対して弱いんですよ。だから私はそれを思ったから、こいつらに対しては負けられんと思って、校長や教頭を相手に3時間くらい論争をやりました。私にそういう仕事をするなって、クビがなくなるぞ、ということですね。人間がっぺん目覚めたことを、たかが高校の給料くらいで売り渡せますか。

5. 南大島診療所事件

5.1 診療所の開設と運営

南大島診療所は、古仁屋で開業していた野村医師が本土に引揚げる際に、その医

⁴¹ 『瀬戸内町誌歴史編資料集1〔新聞資料集〕』によれば、古仁屋高校は1949年6月17日付で、3月31日にさかのぼって認可され、10月20日に開校式が行なわれた（南海日日 1949.6.23, 10.18）。古仁屋高校の同窓会名簿（昭和55年度版）は1949年4月以降の旧職員名簿を含むが、そこでは浜畑静香の在職期間は、昭和24(1949)年4月から8月までである。

院を引き継いで1961年8月に、浜畑秀麿、泰重弘らが中心になって開設した、民医連加盟の診療所である⁴²。開設にあたっては、すでに名瀬に開設されていた奄美大島診療所の指導を受けている。その母体となった瀬戸内医療生活協同組合が認可されたのは、診療所開設の翌年1962年5月1日である⁴³。

診療所を支えたのは「全日自労⁴⁴」の瀬戸内支部と、「全生連⁴⁵」傘下で浜畑秀麿らが組織した「生活と健康を守る会」である。前者には主に失対事業で食いつないでいる人が、後者には生活保護受給者が多く加入していた。1958年12月の古仁屋大火のためもあって、特に古仁屋では生活の苦しい人が少なくなかったのである。浜畑らは、診療所を運営するだけでなく、これらの人の生活を守ることを目的に掲げて活動した⁴⁶。

町に4人しかいなかった医師の1人が引揚げる際に、医院を引き継いで医師を連れて来たことだけでもこの診療所の意義は大きい。しかも日雇い労働者や生活保護所帯を主な対象としたのだから、その人たちから歓迎されたことは想像に難くない。泰は「気軽に夜間往診にも応じてくれることもあって、社会保険、国民健康保険加入の一般町民のあいだにも評判が高まり、診療所を利用する患者が増えはじめてきた」と書いている [泰 1991, 87]。

この診療所が1964年3月1日に警察の捜索を受け、3名が逮捕され、うち2名が起訴され、有罪となったのが「南大島診療所事件」である。捜索の容疑は、再来患者の薬や注射を、医師の診察なしに処方したというものであった。嫌疑をかけられた医療生協・共産党は、警察・国家権力が、共産党を狙い打ちした不当な弾圧であるとして強く反発した。

この事件について筆者は、当時の新聞報道に加えて、「民主あまみ新聞」、関係者の証言、さらに第一審および控訴審の判決書⁴⁷を入手して、捜査から起訴・判決に

⁴²開設の経緯については [泰 1991, 86 以下] および『民主あまみ新聞』1961.8.31号, 1962.5.20号に記述がある

⁴³ 浜畑静香によれば、出資金300円で300人ほどの会員を集めたということである。出資金だけで必要な費用がまかなえたわけではないが、生協の形をとって、会員一人一人が自分たちの組織であると感じることが大事だ、というのが浜畑秀麿の考えであったという。

⁴⁴ 正式名称は全日本自由労働組合。日雇労働者の組合の全国組織である。

⁴⁵ 正式名称は全国生活と健康を守る会連合会。日本共産党と協力関係にある。

⁴⁶ 1961年以降、大型製糖工場建設のために、瀬久井にあった仮設住宅からの大火被災者の立ち退きが問題になった際の運動と、町当局・議会の対応については本稿の続編で扱う予定である。

⁴⁷ 専門用語では「裁判書」(さいばんがき)と呼ばれる、刑事裁判の最終的な記録である。含まれるのは判決文(主文および判決理由)のみであり、裁判途中の検察側の論告や弁護側の弁論は含まれていない(判決文に部分的に引用されている)。本件の場合控訴審判決書に弁護側の

至る裁判の流れと、それを不当な弾圧であるとする生協側の主張が、それぞれどのような事実や判断に基づくものであるかを調査した。以下に、事実の経過を診療所開設から時間を追って記述する中で、入手した資料を紹介していく。

泰の回想録では、事件前から診療所への圧迫は感じられていたという。まず生活保護者が受診するための初診券を発行する福祉事務所が、申請人が医療機関の指定欄に「南大島診療所」と書いていると職員が「どうして南診なのか。ほかに川井医院や泉医院もあるじゃないか」と言って診療所を指定させまいとする。さらに診療所の二代目の医師が（初代の医師については後述）、ある時点から態度を変え、再診患者の注射、投薬を診察なしにおこなっているのを、すべて診察すると主張し、また体がだるいという患者に対して、肉や魚で栄養を摂ればよいと言って、注射（ブドウ糖や栄養剤）の処方渋るようになる [泰 1991, 90-91]⁴⁸。その背景には、当局から医師への色々な「指導」もあったのであろう。

5.2 強制捜査・逮捕と勾留理由開示公判

事件の始まりは、1964年3月1日（日曜日）に、古仁屋警察署が県警の応援を得て85人の警察官を動員し、南大島診療所事務長の泰重弘、会計の浜畑静香、他に事務員一名の三名を逮捕し、診療所、被疑者三名の自宅、「生活と健康を守る会」事務所、会長の浜畑秀麿の自宅、計6箇所を家宅捜索したことである⁴⁹。医師一名の小さな医療機関における、処方と医療事務手続上の捜査としてはきわめて大がかりなものである⁵⁰。実質的に共産党を標的とした捜査であったと考えてよいだろう。実際、捜査令状には「特定政党と凶暴の事実をあきらかにする一切の書類を押収せよ」とあり、共産党関係の書類も大量に押収されている⁵¹。

なお、2日後の3月3日には、県本土鹿児島県の南診療所にも警官60名を動員して

控訴趣意書が含まれているおかげで、裁判の論点がある程度解明できた。

⁴⁸ 泰はここで、生活保護費での生計では、分かっているでもその肉や魚を食べることができないと指摘している。なお、当時はブドウ糖などの注射は頻繁におこなわれていた。たとえば1959年に奄美大島を訪れた鹿児島大学の巡回診療班は、大和村の一集落で「村人全部が過労ぎみでブドウ糖やビタミン注射をおこない元気をつけた」と語っている（南海日日新聞 1959.7.12）。

⁴⁹ 1964年3月3日および7日付の南海日日新聞、大島新聞。なお、古仁屋警察署は1964年7月に瀬戸内警察署と改称して現在に至る。

⁵⁰ いわゆる公安事件の強制捜査では多数の警官が動員されることが多い。警察が、この事件を最初から公安事件と位置づけていたことが、大がかりな家宅捜索の態勢からも知られる。

⁵¹ 民主あまみ新聞（1964.3.20）。

同様の捜査をおこない、一人を逮捕している⁵²。

守る会の対応は早かった。翌2日には「生活と健康を守る会」事務所前に会員約60名が集まり「日本共産党、守る会、診療所不当弾圧反対斗争本部」の看板を出し、浜畑秀麿は「こんどの警察の手段は共産党や生活を守る会をつぶすためだ、一つのデッチ上げに過ぎない、この弾圧に負けてはならない」と街頭演説した。一行は警察署玄関口で抗議し、さらに浜畑秀麿、久原[梓]の二人が代表者として署長室で鬼塚署長と十五分間会見した。労働歌「がんばろう」が取り調べを受けていた泰重弘にも聞こえたという [泰 1991, 102-03]。さらに会員たちは福祉事務所にも抗議に向いている⁵³。

3月9日には弁護側の要求により、名瀬の鹿児島地裁名瀬支部で勾留理由開示公判が開かれた。このために自由法曹団の上田誠吉弁護士(メーデー事件主任弁護人)、三浦久弁護士(三池争議を担当)が、九州民医連の二名とともに喜界島経由で来島した⁵⁴。共産党が相当の危機感をもってこの事件に対処していたことが分かる。午後二時にはじまった公判は、弁護人が容疑事実や勾留理由の不備を追求したため紛糾し、閉廷は午後九時二十分であった⁵⁵。当日の法廷内の模様は、および3月16日に三人が釈放されるまでの経過は [泰 1991] に詳しい。この事件は当然古仁屋の人々の関心を引いた。

事件発生以来毎日繰り返される闘いを目のあたりにした町の人びとは、寄るとさわると、この話題でもちきりだった。

「いったい、共産党と警察のけんかはどっちが勝つんだ」など、現実に町の人びとはこの闘いを“ケンカ”と称していた。 [泰 1991, 139]

泰は拘留六日目に健康診断に訪れた地元の開業医の泉医師が、診察しながら「どう、こんどは長びきそうか？」とそっと聞いてきたと記している [泰 1991, 110]。これが多くの古仁屋住民の反応を代表するものであろう。

浜畑静香の長女、福田かづこ(1952年生)は、小学校5年生の3学期であったが、

⁵² 民主あまみ新聞 (1964.3.20), [泰 1991, 82], 本事件の控訴趣意書による。

⁵³ 1964年3月3日付南海日日新聞。

⁵⁴ 奄美大島空港が開港したのはこの年の6月1日である。それまでは本土から奄美大島に渡る最も早い手段は、1959年8月から定期便が運行されている喜界空港に降り、喜界島から航路を利用することであった。

⁵⁵ 鹿児島市の南診療所での3月3日の逮捕者についての勾留理由開示公判は13日に予定されていたが、その直前に逮捕者は釈放された。9日の名瀬での公判が紛糾したためである。 [泰 1991, 140-141]。

全国から支援の人が来て、母が不在の間、若いお姉さんたちが相手をしてくれたこと、学校で「おめえのかあちゃんは警察に…」と言った男の子を先生がものすごい勢いで叱ってくれたことを記憶している。

5.3 公判の経過

この後、事務長の泰重弘はカルテの記入などの実務にかかわっていないことから起訴されず、会計の浜畑静香と事務員1名が起訴された。初公判は逮捕から1年を経た1965年3月3日であった。公判は検察と弁護側が激しく対立する緊張に満ちたものとなった。第一回公判では傍聴席が騒然となる場面もあり、傍聴席に入りきれなかった支援者が裁判所前で「不当弾圧反対」などと氣勢をあげたと報道されている⁵⁶。

公判が「荒れた」原因の一つは、当初の逮捕・家宅搜索の容疑と、起訴された容疑が異なっていたことを弁護側が追求したからである。これについては後で詳しく検討する。判決公判は1968年3月23日で、浜畑静香に懲役10月、もう一人の事務員に懲役5月、いずれも執行猶予3年の有罪判決を言い渡した⁵⁷。ただし一部について無罪を宣告している。弁護側は控訴したが、同年12月17日、福岡高裁宮崎支部は控訴棄却の判決を言い渡した⁵⁸。

以上が捜査から判決に至る経過を時系列に従ってごく簡単に述べた。以下でこの経過を、検討すべき問題点を含めてやや詳しく箇条書きにしてみよう。

1. 1964年3月の捜査・逮捕の際の容疑は、逮捕から8日後の3月9日に開かれた勾留理由開示公判で明らかにされた。それは、私文書偽造、同行使である。具体的には医師の診察なしに、再来患者のカルテに前回と同じ投薬、注射の処方を書いて実行した（看護婦に実行させた）というものである⁵⁹。本稿ではこれを「事件1」と呼ぶことにする。

⁵⁶ 1965年3月4日付南海日日新聞。以下、筆者が発見できた南海日日新聞の公判関係記事は次のとおり。1965年5月26日（第二回公判）、同年10月22日（第四回公判）、1966年6月28日（第六回公判）、同年10月13日（第九回公判）、1968年3月24日（判決公判）。

⁵⁷ 検察側の求刑は筆者の調査で判明していないが、一般的な刑事裁判の例から類推すれば、懲役1年と懲役6月程度であったと思われる。

⁵⁸ 上告はなされず、控訴審判決が確定したと思われる。

⁵⁹ 1964年3月10日付の南海日日新聞、大島新聞。および1964年3月20日付の民主あまみ新聞による。

2. 起訴時には「詐欺」が加わる。具体的な事件は当初の容疑とは別のものである。勾留理由は、上述の「事件1」であった。ところが起訴の容疑は、患者が来ていない日に勝手にカルテに処方を書き入して、診療報酬を詐取したというものである。以下これを「事件2」としよう。
3. 他に、1962年8月に診療所唯一の常勤医師であるD医師が不在の間に、「診療要否意見書」をD医師名で作成し、瀬戸内福祉出張所に提出したことでも起訴されている。これを「事件3」とする。この事件は警察が早くから内偵していたことが資料から判明しているので（後述）、当初の捜査・逮捕の理由にも含まれていたと思われる。
4. また生活保護費の詐取、すなわち勤務先の診療所から受け取っていた給与を全額申告せずに生活保護費を受け取っていたことについても起訴されている。これを「事件4」としよう。
5. 1968年3月23日の一審判決は、検察側の主張を認めて事件2、4に対して、有罪を言い渡した（量刑は上述）。ただし、事件3については無罪となった。要するに、当初の強制捜査の根拠であった容疑では有罪にならず、押収した書類から立件した事件だけが有罪になったのである。見込み捜査という弁護側の批判はこれに基づく。
6. 一審判決後の新聞掲載の共産党奄美地区委員会の声明は、判決を「何千枚のカルテの中からわずか数件のミスをさがしだして有罪判決とする苦しまぎれのやり口だ」と主張している（南海日日新聞 1968.3.24）。これは「事件2」はカルテの誤記であると主張していることになる。
7. しかし控訴趣意書には、「カルテ記載どおりの投薬乃至診察を受けていたものである」とある。
8. 興味深いのは、診療所開設時のD医師が警察によって診療所の内偵をさせられていたという弁護側の主張である。証人として出廷したD医師はそのことを否定するが（第九回公判）、弁護側の主張の根拠を後で検討する。

以上が捜査から判決に至る、南大島診療所事件の要点である。まず関心をひくのは、家宅捜索や逮捕の容疑であった「事件1」と、起訴と判決の根拠となった「事件2」が異なることである。再来患者に対して医師の診察を省略して、前回と同じ薬や注射を処方することは、健康保険や医師法の規定にかなったことではないが、

実際には広くおこなわれていた⁶⁰。仮に「事件1」で起訴しても、公判維持は困難であったろう。

上の2. で述べたように、起訴の対象になったのは、患者が診療所に来ていないのに「前回と同じ薬や注射」の処方が3名の患者に対して延べ15回にわたってなされたとされる「事件2」である。これは架空の処方に対する請求であるから、それが意図的なものであれば、健康保険から療養費を騙し取った詐欺罪にあたる。これが公判での検察側の主張であり、それが判決で認定されている。しかしこの「事件2」は1964年3月1日の強制捜査の理由となった「事件1」と別のもので、3月9日の勾留理由開示公判では、検察はまだ「事件2」を認識していない⁶¹。実際、勾留理由開示公判では、弁護側が誰が注射を実行したかを明らかにするよう求め、これを裁判長が拒否したために公判が紛糾し、休憩の後にそれが勤務する婦長であったことが明らかにされた。すなわち、この時点での容疑事実は、医師の診察に基づかない処方や注射＝「事件1」であり、患者がいないところでの架空の処方＝「事件2」ではない。

5.4 事件への二つの見方

したがって、判決が大筋で認めた検察側の主張に沿ってこの事件を描けば次のようになる。再来患者に対して、医師の診察抜きに薬や注射を処方している「事件1」、および医師の不在中に勝手に診療要否意見書を作成した「事件3」の容疑で強制捜査をおこなったが、その後、押収したカルテなどから、患者が不在のときに処方がなされた架空診療「事件2」、生活保護を受けている事務員が給与の全額を申告していない「事件4」の疑いが生じ、これを患者への事情聴取などの裏付け捜査によって立件して事件2、3、4について起訴し、そのうち、事件2、4の主張が認められて有罪となった。

⁶⁰ 事件当時、このような扱いが他の医療機関でも行なわれていたことは、事件の1か月後の1964年4月3日の瀬戸内町議会で浜畑秀麿が次のように発言していることから分かる。「[請島にある]池地の診療所について、向[こう]は閉鎖状態にあると聞いておりますが、これは私たち守る会が世間にさわがれた後に、各診療所に於いて、開業医の中にはせんせんきょうきょうとしているようですが、池地の閉鎖について今後どうされるか。」

⁶¹ 勾留理由開示公判で勾留理由とされた「事件1」は患者5人に対する、1963年6月6日から12月10日までの投薬である（大島新聞1964.3.10、途中の処方の日付は記事には書かれていない）。一方、判決の根拠となっている「事件2」の延べ15回の処方は1963年5月10日から9月25日のものであり（一審判決書による。すべて日付の記載があるが、その中に6月6日のものはない）、事件1と事件2はまったく別のものである。

一方、弁護側の主張では、同じ事件がまったく異なるものとして描かれる。まず、医師1人、看護婦や事務員を合わせて数名の小さな診療所に対して、鹿児島県本土から機動隊員も動員して85名による大がかりな捜索が行なわれたということを取りあげる。その容疑は、当時多くの医院で行なわれていた、再来患者への投薬や処方箋で医師の診察を省略していたという些細なことである。これは共産党の活動に対する弾圧以外の何物でもない。実際、容疑事実と無関係な書類も多く押収されている⁶²。捜査令状の名目は、上で述べたように「事件1」「事件3」であったが、結局「事件1」では起訴できず、「事件3」は無罪となった。つまり当初の捜査の容疑では有罪になっていないのである。警察・検察は、面子を保つために、押収した診療受付簿にない患者への保険請求を不正請求として立件したが（事件2）、これは架空診療ではなく、受付簿の記入漏れにすぎない。また、生活保護を受けていた事務員が不正受給で立件されたが（事件4）、このような場合に、福祉事務所がすぐに告訴告発することはなく、まずは行政指導がおこなわれる⁶³。刑事事件として起訴するのは妥当でない。事件全体は、共産党を弾圧するための大規模な見込み捜査に始まり、後から見つかった事件を立件して面子を保つにすぎない。これが弁護側の描く事件の概要である。

同じ裁判をめぐる見解は大きく隔たっている。本稿の以下の検討は、この事件について決定的な結論を与えることを目指すわけではないが、論点と資料を可能な限り整理して提示したい。

まず、当初の捜査が、捜査対象となる事件とは不釣り合いに大がかりなものであったことは否定できない。多くの医院・診療所で行なわれていた便宜的な投薬・注射を事件として捜査令状を取り、小さな診療所の家宅捜索に八十人もの機動隊員を船で一晩かかる離島に派遣して摘発した理由は、この診療所が共産党系であり、事件が公安事件として位置づけられていたこと以外にはありそうにない。警察のリソースは無限ではない。警察官の数は決まっているし、捜査の費用は最終的にはすべて税金である。勾留理由開示公判で、逮捕された泰重弘の弟、泰五三郎は、勾留理

⁶² 浜畑静香は、捜査当局が診療所の収入が共産党の資金源になっているという疑いを持っていると取調べで感じたと回想する。資金の流れに関する訊問に対して「そんなことは覚えていない、お前等が書類をみんな押収したんだから勝手に調べろ」と啖呵を切ったという。

⁶³ 一審での証人の証言を引用した弁護側の控訴趣意書による。生活保護費について弁護側は、そもそも生活保護の支給額が低すぎ、憲法25条に定める基準に達しないから無罪である、という主張もおこなっている。

由開示請求人としての意見陳述の中で「こんどの手入力で使われた機動隊の費用はもっと有効に使ってほしい」と述べている。（大島新聞 1964.3.10）

裁判において弁護側は、この事件全体が、不当な弾圧事件であるとして、公訴棄却を求めた。すなわち、起訴そのものが無効であると主張したのである。主張の根拠として憲法第 14, 21, 25(1, 2 項), 38 の各条、および刑事訴訟法 248 条をあげている⁶⁴。法廷での戦術としては巧みとは言えないが、原則論を重視したのであろう。一審判決は「わが法制上、公訴を提起するか否かの判断の権限は検察官に専属し、その裁量に委ねられている」として、弁護側の主張を一蹴している。確かに、「あいつは起訴されなかったのに、どうして自分だけ起訴されるのか」という主張が簡単に認められるなら、警察・司法制度そのものが成り立たない。しかし逆に、同じことをしていても特定の団体だけが捜査・起訴されて有罪となるのでは、警察・司法に対する信頼を維持することは難しい⁶⁵。

5.5 争点(1)：診療所初代医師の役割

弁護側は診療所開設時のD医師が、警察のいわばスパイであったという主張も展開している。実際、1961年10月12日の第9回公判では、「浜畑被告と弁護人はD医師に対し警察から内偵をさせられていたのではないかと問いつめたがD医師はその事実はないと答えた」と報道されている（南海日日 1966.10.13）⁶⁶。弁護側の主張は何を根拠にするものかを見ておこう。

D医師は1961年8月に南大島診療所開設時に奄美診療所から移ってきたが、同年12月に麻薬取締法違反容疑で検挙された。モルヒネを常用していたのである（南海日日 1961.12.27）。麻薬取締官から事態の説明を受けた浜畑秀麿は、診療所で看護して立ち直らせると約束した [泰 1991, 87-88]。幸いD医師は回復したが、外国籍だったD医師は、このときに処分をしないことと引き替えに警察への協力を約束させられたのではないかというのが、弁護側の見方である。泰重弘の回想録にはこうある。

⁶⁴ 一審判決の判決文による。

⁶⁵ 弁護側は控訴趣意書において次のように反論している。「公訴を提起するか否かの判断の権限が検察官に専属すると云っても検察官に専断を許すものではない。あくまでもその裁量は合理的なものでなければならない。検察官が公益の代表者として「裁判所に法の正当な適用を請求する」職責を有するものである以上その起訴が客観的にみて「法の正当な適用」を求めるということにならない場合は公訴権の濫用があったとしなければならない。（ジュリスト三八九号四六頁参照）」

⁶⁶ 以下、実名が必要でない人名はアルファベットの仮名とした。新聞記事や裁判記録等の引用における人名も、筆者が仮名に変更した。

麻薬患者が「クスリ」を止めたときに見られる“もだえ苦しみ”は、当人と、そばについて看護している者でなければ知ることのできない悲惨、そのものだった。昼夜兼行の看護隊の必死の努力の結果、比較的軽症だったD先生は回復も早く、一週間もすると診療活動に復帰することができ、関係者たちはようやく愁眉をひらくことができた。

ところがこの小さな騒動によってD先生夫婦は、古仁屋警察署公安係から麻薬患者だった弱身[ママ]につけこまれ、いわゆる「ヒモ」つきとなり、のちの「弾圧事件」の証拠、証言の提供者にしたてられ協力させられていったのである。[泰 1991, 88-89]

ありうる話ではあるが、これだけでは法廷での主張の根拠としては弱いように思われる。しかし今回入手できた弁護側の控訴趣意書には、一審で提出された証拠によってこの主張を補強している箇所があり、D医師に関する弁護側の主張にはかなりの信憑性があることがわかった。

D医師は1962年8月4日頃から9月9日頃まで内地に旅行した。不在中の8月23日に、D医師名で患者Bについての診療要否意見書が作成され、9月7日に瀬戸内福祉出張所に提出された。これが「事件3」である。この事件について一審は次の一連の認定から無罪を宣告している。まずD医師が7月23日から8月3日まで患者Bを治療したこと、またD医師不在中は名瀬の奄美診療所の数人の医師が南大島診療所で代診をおこない、8月23日に患者Bを診察していること、その際の病状は診療要否意見書のとおりであったこと、さらに診療要否意見書を発行するにあたって、作成した医師の名義を、便宜上、福祉機関に届出済の医師名義とすることが一般に行なわれていたこと、である（以上一審の判決書による）。

このような、慣例として行なわれていた書類作成を刑事事件として立件して起訴したことには少々驚かされるが、ここで重要なのは、この「事件」の捜査の過程である。以下、控訴趣意書から引用する。

警察はDが帰りついて僅か一〇日後すでに私文書偽造被疑事件として捜査報告書を作成している。（記録七八三丁表一一行目）しかもその後も引続き内偵を継続し、昭和三七年一月一六日福祉事務所長井上欣助の承認を受けて右診療要否意見書の写真を撮影（同報告書記録七八五丁裏）し、次いでDに浜畑静香被告の筆跡鑑定を依頼していたところ、Dは昭和三八年二月一日浜畑静香が記帳している受付簿の一部を写真撮影して提出し（記録七八六丁表）更に同年二月二〇日国民健康保険診療録を提出している。（七八七丁表）D医師のこのような態度は普通の管理医師のそれではない。何故Dはこのような警察の協力者となつたか。それは同人が第三人であること、麻薬法違反を犯しており（浜畑秀磨証言記録四七九丁、D証言記録三三

三丁表裏) 警察の気嫌[ママ]を損なえば医師の資格を失なう危険性があつたからに外ならない。Dが警察を恐れ警察をかばっている事はDが警察の内定時の模様につき証言を避けている態度から明白である。(記録三三〇丁裏から同三三一丁表まで)

ここで述べられている事実関係は、一番に提出された記録に基づくものであり、弁護側の一方的な主張ではない⁶⁷。そしてこの記録によれば、D医師が診療所に帰任してわずか10日後に、警察は診療要否意見書の作成を把握している。そのことを警察が知り得たのは、D医師が警察に通報したからであろう⁶⁸。さらにD医師が警察の求めに応じて、筆跡鑑定の資料となる写真撮影を行ない（今のように簡単に写真が撮れる時代ではない）、保険診療録も提出していることから、公判で弁護側が主張したような警察とD医師との関係があつたと推定することは、自然である。D医師と警察との間に明確な「取引」があつたという証拠はないが、少なくとも、D医師が警察の依頼を断れない状況にあって、その状況を警察が内偵捜査に利用したことは確かといえよう。こういうわけで、D医師が警察の協力者であつたという泰重弘の手記の記述や浜畑静香の証言は、状況からの単なる憶測でなく、公判時に明らかになった捜査記録からの、かなり確実な推定なのである。

ただし、泰は手記の中で、D医師を非難していない。筆者が聞き取りをおこなつた浜畑静香も非難がましいことは一切言っていない。診療所側にしてみれば、D医師をモルヒネ中毒から立ち直らせたのに、恩を仇で返すような仕打ちを受けたわけであるが、だからといって弱みを握られたD医師を責めることは筋違いだと考えているのであろう。

5.6 争点(2) : 3人の患者をめぐる

最後に、当初の捜査の際には知られておらず、後で立件された、不在の患者に対する投薬・注射(事件2)についてまとめておこう。検察は、押収した受付簿と保険請求を照合し、受付簿に記載がないのに保険請求が行なわれているケースについて、患者に対して取調べをするなどの裏付け捜査を行なつて、3名について立件した。弁護側は、これは受付簿の記載漏れであり、投薬・注射は行なわれていると主

⁶⁷ この記述のもとになった一審の公判記録そのものは入手できていない。

⁶⁸ 仮に、通報がD医師の不在を知っていた福祉事務所からだったとすれば、その時点で警察は診療要否意見書を見たはずであり、必要なら写真も撮れたはずであるから、11月に福祉事務所長の承認を得て写真を撮影する必要はない。したがって通報者はD医師であつた可能性が高い。

張して、事実関係に関する主張が真っ向から対立した。

入手した判決文や控訴趣意書には、架空請求とされた3人の患者に対する投薬・注射の日付は列挙されているが、この3人の証言内容は断片的に引用されているだけで、その詳細は明らかでない。問題の処方方は1963年の年の5月から8月にかけてのものであり、患者への事情聴取は強制捜査で書類を押収した1964年3月より後、おそらく数か月後に行なわれたと思われる。したがって事情聴取は、1年前のこれこれの日に診療所に通ったかを患者に尋ねるものであったことになる。1年前のことを正確に思い出すのは必ずしも容易でないことが弁護側の論拠の一つになっている。

以下3人の患者をP, Q, Rとして弁護側の控訴趣意書の反論を簡単に見ておく(3人の順序は控訴趣意書による)。検察官に対する供述調書によれば、2人目のQの父親は、診療所に娘を1回連れていったが、翌日娘は学校に行ったから診療所に行っていないと証言している。これに対して弁護側の控訴趣意書は、問題となっている処方方が8月のものであることを指摘し、証言は夏休みでない別の時期の通院を誤認したものだとする。4回の処方方が立件された患者Rは、検察官調書では1回しか通院していない(しかもその時は歯医者に行けと言われた)と証言しているが、一審の公判では4,5回通ったと、調書の内容を翻している。控訴趣意書は「検察官面前調書は受付簿の記載もれを唯一の頼りに同人を納得させて供述をひき出した疑いがある。」と主張する。

患者Pについて控訴趣意書は、Pが1898年生れで、血圧が二〇〇を越える病人で、標準語がほとんどわからず、法廷でも通訳が必要であったことを指摘したうえで、「その証言中においても検察官から誘導されて意味もわからずはいと言ったと述べている。通訳もつけず行なつた検察官の取調に対する供述は全く信憑力に乏しい。」と主張する⁶⁹。確かに、仮に検察官が誘導的な質問をしたとすれば、患者Pがそれを認める供述をした可能性は十分にある。

全体として、検察側が提示した証拠は、疑いの余地のない決定的なものとは言い切れないようである。しかも、問題の処方や投薬の保険請求が、単なる事務上

⁶⁹ なお、患者Pについては1963年5月10日から6月30日まで、ほぼ10日ごとになされた6回の処方方が問題となった。一審判決書の証拠目録には、4月2日と8月24日の船客名簿があげられていて、この期間、Pは大阪に行っていたと判決は認定している。船客名簿の存在が、証言のみによる他の2名の患者Q, Rと違って、裁判官の心証形成に大きな影響を与えた可能性がある。

のミスでなく、意図的な架空請求であることを立証しなければ有罪にはできないはずである⁷⁰。これらのことを考えると、判決は、検察側の主張をあっさり認めているという印象を与える。

患者の証言に戻ろう。患者の多くは生活保護を受けていたことも付け加えるべきである（P, Q, R が生活保護世帯であったかどうかは確認できていないが）。検察官の取調べとなれば、誰でも、たとえ自分が被疑者でなくとも緊張する。それだけで恐れ入ってしまっ、何でも「はい」と言ってしまうことは、容易に考えられる。まして生活保護を受けているとなれば、検察官の気に入らないことを言ったら、何らかの不利な扱いを受けるのではないかと、迎合的な態度をとる可能性もあろう。

「守る会」はそういった経済的、社会的弱者を会員として組織し、生活保護申請を助け、医療を提供していたわけである。控訴趣意書のPに関する記述は、半世紀を経た今、当時の古仁屋で「生活と健康を守る会」の会員となった人々、南大島診療所が医療を提供していた人々の姿の一端を伝える資料でもある⁷¹。

南大島診療所事件について、当時の新聞報道、泰重弘の回想録、今回入手した裁

⁷⁰ 浜畑静香は当時の診療所の日常業務について、次のように語っている。ある注射を何回かして、その後で様子を見るという患者さんがいると、医師がそのように指示して通ってもらうことになる。患者さんは仕事があるから、診療時間外に来ることもあり、そのときは看護婦さんが注射をする。ところが看護婦さんがカルテの記入を忘れることがある。記入がないと保険の請求ができないので、記入漏れの分を後で書いてもらうのだが、請求時にまとめてカルテに記入したこともある（以上、聞き取りに基づく筆者の要約）。

このような業務形態ならば、時にカルテの誤記が生じて、請求が処方や注射に対応しない可能性がある。検察が主張する架空請求は、実はこのような誤請求であったのかもしれない。しかし、判決書が要約する弁護側の主張には、このような議論は含まれない。弁護側の主要な主張は、本件は政治的弾圧であり、公訴棄却（起訴そのものを無効とすること）を求める、というものであった。

⁷¹ 当時の瀬戸内町は人口2万3千余に対して、医師は4人しかおらず、そのうちの1人が、南大島診療所の医師であった。国民健康保険は1961年4月から実施されたが、瀬戸内町の古仁屋以外の地区、宇検村、住用村、大和村ではその実施が1年遅れて1962年4月からとなった。

なお、当時の奄美大島での医療・衛生水準は今からは想像もつかないものである。南大島診療所が開設された1961年に大和村で無料巡回診療をおこなった鹿児島大学医学部診療班班長の助教はこう述べている。

健康状態は想像していた以上に悪い。五部落で五百八十人を診察したが、十二指腸虫などによる貧血症が多く、ひどい例では普通人の三分の一しかないという人もいた。…学童の体位も全国平均にくらべて著しく悪い。耳鼻関係では慢性中耳炎が多く臭いのでハエがとびこみ、その死体がおうということになり、一人の児童の耳から最高五匹のハエの死体が発見された例もあった。…（南海日日1961.7.12）

古仁屋市街地が同様の状況であったとは思われないが、当時の奄美大島での医療・衛生事情が想像できよう。

判記録と、筆者の実施した聞き取りに基づいて、今後検討すべき点を指摘しつつまとめてみた。今後新たな資料が入手できれば、本論文の続編で紹介したい。

この「警察と共産党のケンカ」からすでに半世紀が経過した。その評価は読者と今後の研究者に委ねたい。

6. 資料：瀬戸内町大型製糖工場誘致

瀬戸内町議会事務局に保存されている、大型製糖工場誘致の議案を資料として掲載する。

原文は活字による縦書きである（和文タイプと思われる）。一部手書きの部分に、ここでは下線を付した。

議案第一七四号

議決第一七三号

大型製糖工場誘致について

本町は昭和三十八年度内において左記の条件により東京都中央区日本橋小網町二丁目十四番地東洋精糖株式会社の大型製糖工場を誘致するものとする。

記

- 一 現有の小型製糖工場を地元の責任において処理する。
- 二 所要敷地を斡旋する
- 三 当初一五〇屯製糖工場として将来大型製糖工場とする

昭和三十七年十月三十日 提出

瀬戸内町長 川井順英

昭和三十七年十月三十日 原案可決

瀬戸内町議会議長 金友蔵

謝辞

本稿の記述はまことにささやかで不十分であるが、これをまとめるだけでも実に多くの方のお世話になった。時間を割いて聞き取りに応じてくださった故赤井忠憲氏、井上邦子氏、長則満氏、久保成雄氏、崎田実芳氏、富島甫氏、浜畑静香氏、福田かつこ氏、福原哲二氏に心より感謝申し上げたい。中には何度も聞き取りをさせていただいた方もおられる。とりわけ浜畑静香氏は、裁判資料の請求のため、古仁屋から名瀬まで出向いてくださった。御礼の言葉も見つからないほど有り難く、また恐縮の至りである⁷²。資料調査にあたっては、県立奄美図書館および瀬戸内町議会事務局に大変お世話になった。本稿を発表することで多少なりとも関係者の厚意に報いることになれば幸いである。瀬戸内町立図書館・郷土館の町健次郎氏からは、さまざまな助言を受け、的確な関連資料のご教示を頂いた。本稿が町氏の期待に込めるものとなるよう、筆者としては精一杯努力したが、なお至らぬ点が少なくないことを恐れる。

言うまでもなく、本稿の誤りや不十分な記述は、すべて筆者のみがその責めを負うものである。読者諸賢のご指摘を乞う。

参考文献

- 赤井忠憲 (1961)「忘れえぬもの＝われらの十年史」南海日日新聞 1961.5.14 掲載。
泉芳朗 (2013)『新装版泉芳朗詩集』南方新社。
井上邦子 (2014)「奄美のアナーキストたち」①～④。奄美新聞 2014.5.8(4), 5.15(4), 5.22(4), 5.31(4)。
清真人, 富島甫 (2013)『奄美八月踊り唄の宇宙』海風社。
『瀬戸内町誌歴史編』瀬戸内町誌歴史編編纂委員会。2007。
『瀬戸内町誌歴史編資料集1 [新聞資料集]』瀬戸内町誌編纂委員会。1999。
泰重弘 (1991)『奄美回想—祖国復帰への闘い・獄中記—』。
泰重弘 (1997)「古仁屋におけるアナキストたちの社会主義運動」『しまがたれ』

⁷² 刑事確定訴訟記録法によって、過去の刑事裁判の記録は原則的には閲覧可能である。しかし同法第4条の但書を根拠に、裁判関係者以外には閲覧させない運用がなされている。近年注目を集めている「忘れられる権利」を考えれば、現状の運用を単純に批判することもできないが、現代史研究にとって障害となっていることも事実である。

第4号, 8-17.

富島甫 (1997) 「暁の戦線」『しまがたれ』第4号, 53-69.

富島甫 (1998) 「我が街古仁屋青春回想」『しまがたれ』第6号, 2-32.

富島甫 (2000) 「奄美瀬戸内の信仰民俗習慣」I, II. 『しまがたれ』第9号, 2-19,
第10号, 2-12.

富島甫 (2010) 「昭和戦後の古仁屋」『瀬戸内町立図書館・郷土館紀要』第5号,
1-9.

中村安太郎 (1982) 「奄美近現代史の流れを訪ねて」新崎盛暉編『沖縄現代史への証言』(下). 沖縄タイムス社. 73-111. 初出は『新沖縄文学』41号(1979), 176-207.

西村富明 (2007) 『検証、鹿児島・奄美の戦後大型公共事業』鹿児島県立短期大学地域研究所叢書. 南方新社.

日本共産党奄美地区委員会 (1984). 『奄美の烽火: 1947-1953 奄美共産党史』日本共産党奄美地区委員会発行.

房弘久 (1961) 「忘れえぬもの=われらの十年史」南海日日新聞 1961.3.17 掲載.

松田清 (1979). 『奄美社会運動史』JCA出版.

松原治郎, 戸谷治, 蓮見音彦 (1981). 『奄美農村の構造と変動』御茶の水書房.

森徹磨 (1986). 『大正時代の「せとうち」あれこれ』屋崎一発行.

**Toward a modern history of Setouchi area of Amami-Oshima:
documents and their evaluation.**

Part 1: Anarchists, socialists, and communists.

Ken Saito (Osaka Prefecture University)

This is the first part of a series of three articles in which the author presents and evaluates documents concerning modern history in the southern part of Amami-Oshima and three smaller islands adjacent to it, which make up today's Setouchi town. The present part examines (1) activities and suppressions of anarchists in 1920's, (2) harsh reaction of the police to an anonymous flyer against American military government in 1947, (3) activities of the communist party and the conflict with the police in 1960's.

Amami-Oshima is the largest island of Amami archipelago between Japan and Okinawa, which consists of eight inhabited islands with total population of 150-250 thousand during the period discussed in this article. After Japan's defeat of WWII in August 1945, this archipelago was under American administration from February 1946 to December 1953.

奄美大島瀬戸内地域の近現代史資料とその検討（1）
社会運動関係資料

正誤表

場所	誤	正
p. 51 本文下から3行目	凶暴	共謀

以上